

変換のご案内

変換とは、所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらず、現在のご契約（主契約・特約）の全部または一部を所定の保険種類に変換できる制度です。変換が可能なお契約（主契約・特約）につきましては中面「変換が可能なお契約」をご確認ください。

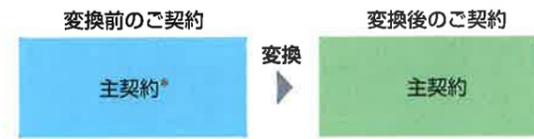
変換をご利用いただける主な要件について

- ①ご契約が責任開始日から2年以上経過していること
- ②変換日から保険期間満了日*まで2年以上あること
*更新されるご契約の場合は、更新可能な最後の保険期間満了日と読み替えます。現在のご契約の保険期間が終身の場合、この要件は不要です。
- ③変換日における被保険者の年齢が80歳以下であること

右記以外にも所定の要件があります。詳しくは担当者までご確認ください。

仕組図

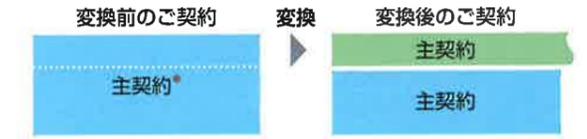
主契約の全てを変換する場合



*変換前のご契約は解約されたものとします。

変換後のご契約の保険料をお払い込みいただけます。

主契約の一部を変換する場合



*変換された部分は解約されたものとします。

変換前のご契約の保険料から変換された部分の保険料を差し引いた保険料と、変換後のご契約の保険料をお払い込みいただけます。

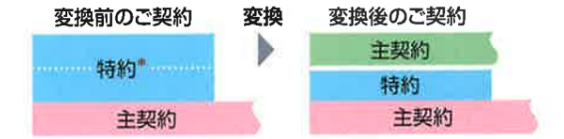
特約の全てを変換する場合



*変換前のご契約の特約は解約されたものとします。

変換前のご契約の保険料から特約の保険料を差し引いた保険料と、変換後のご契約の保険料をお払い込みいただけます。

特約の一部を変換する場合



*変換前のご契約の特約のうち、変換された部分は解約されたものとします。

変換前のご契約の保険料から変換された部分の保険料を差し引いた保険料と、変換後のご契約の保険料をお払い込みいただけます。

主契約の一部または特約を変換された場合には、ご契約は複数になります。

必ず留意事項をご確認ください。また、保険料の払込免除事由に該当された場合は、変換はご利用になれません。

変換をご利用の際の留意事項について

- 変換後のご契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている保険種類に限ります。2023年12月2日現在、取り扱っている保険種類につきましては、P.2「変換が可能なお契約」をご確認ください。
- 変換後のご契約の保険料は、変換時の保険料率、被保険者の年齢によって計算します。
- 変換後の保険金等の限度額は、変換前のご契約の契約日・変換時の被保険者の年齢・変換後のご契約の保険種類によって異なります。詳細は、P.3以降「変換後のご契約の保険金等の限度額について」をご確認ください。
- 変換時には、変換された部分は解約されたものとして取り扱います。その際、解約返戻金があるときは解約返戻金をお支払いします。
- 保険金等のお支払いに関する規定の適用に際しては、**変換前の保険期間と変換後の保険期間を継続した保険期間とみなします。**
 - ・変換後の保険契約には、がん給付の責任開始期までの待ち期間（90日）はありません。
 - ・自殺による免責期間（3年以内）は、変換前のご契約の責任開始期*から計算します。
- *復活・復旧を行っている場合は、最後の復活・復旧の際の責任開始期
- 変換後のご契約につきましては、それぞれの保険種類のパンフレットまたは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

変換前のご契約	変換後の保険金等の限度額
・生前給付終身保険（生活保障型）20*1	次の①②いずれの限度額もこえないこと ①変換後のご契約の死亡給付金の限度額 $\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の死亡保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$
	②変換後のご契約の基本介護年金の限度額 $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の介護保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right] \right\} \div \text{所定の係数}^{*2}$
・生前給付定期保険（生活保障型）20	〈5年ごと利差配当付終身介護保障保険・終身介護保障保険（低解約返戻金型）に変換する場合〉 次の①②いずれの限度額もこえないこと ①変換後のご契約の死亡給付金の限度額 $\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の死亡保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$
	②変換後のご契約の基本介護年金の限度額 $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の介護保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right] \right\} \div \text{所定の係数}^{*2}$
	〈上記以外のご契約に変換する場合〉 $\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の死亡保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$

*1 払済保険などへ変更した場合は、変換できません。 *2 所定の係数…被保険者年齢が65歳未満の場合：18 被保険者年齢が65歳以上の場合：11

変換請求時における変換された部分の解約返戻金相当額とは	解約返戻金額（保険料の自動振替貸付または契約者貸付がある場合には、これらの元利息を差し引く前の金額）の10万円未満を切り捨てた金額のことをいいます。
変換前後のご契約で取扱通貨が異なる場合	変換後の限度額は、変換請求時における当社所定の為替レートで変換後のご契約の取扱通貨に換算した金額となります。

右の①から③までの条件を全て満たした場合、変換後の保険金等の限度額は、前ページの計算において、変換請求時における変換された部分の解約返戻金相当額を差し引かない金額となります。

- ①ご契約日が2009年11月1日以前
- ②変換日の被保険者の年齢が75歳以下
- ③変換後のご契約が表中のいずれか

変換後のご契約	変換後の保険金等の限度額
・有期払込終身保険 ・養老保険 ・5年ごと利差配当付養老保険 ・生前給付保険（終身型）20 ・変額保険（終身型） ・変額保険（有期型）	例：変換前のご契約が平準定期保険で、変換後のご契約が有期払込終身保険の場合、変換後の保険金限度額は、変換日における変換された部分の死亡保険金額

【変額保険について】この保険は国内外の株式・債券等で運用しており、株価や債券価格の下落、為替の影響により積立金額、解約返戻金額が払込保険料の合計額を下まわることがあり、損失が生じるおそれがあります。また、この保険には諸費用がかかります。
【米ドル建保険について】この保険は為替レートの変動により、お受け取りになる円換算後の保険金額、解約返戻金額が、円でお払いいただいた保険料の合計額を下まわることがあり、損失が生じるおそれがあります。また、この保険には諸費用がかかります。

ご確認ください事項

- ご契約の際には「重要事項説明書（契約概要）」、「重要事項説明書（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ ホームページ www.sonymylife.co.jp/
 担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。
《カスタマーセンター》0120-158-821
 個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。
 なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。



担当者 パンフレットのご請求、商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-2-15 東照ビル1階
株式会社エフケイ
 TEL 052-232-8484 FAX 052-232-8485

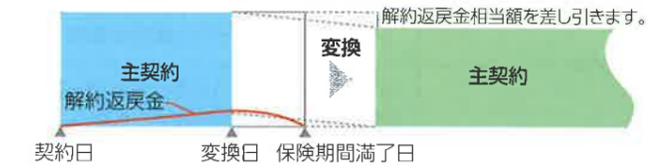
変換が可能なご契約

変換前のご契約	変換後のご契約
<ul style="list-style-type: none"> ・平準定期保険 ・平準定期保険(喫煙リスク区分型) ・無解約返戻金型平準定期保険 ・逓減定期保険 ・逓減定期保険(喫煙リスク区分型) ・逓増定期保険 ・逓増定期保険(低解約返戻金型)^{*1} ・家族収入保険 ・家族収入保険(喫煙リスク区分型) ・生活保障保険 ・変額保険(定期型)^{*1} ・米ドル建平準定期保険^{*1} ・平準定期保険特約 ・平準定期保険特約(喫煙リスク区分型) ・無解約返戻金型平準定期保険特約 ・逓減定期保険特約 ・逓減定期保険特約(喫煙リスク区分型) ・逓増定期保険特約 ・家族収入特約 ・家族収入特約(喫煙リスク区分型) ・生活保障特約 	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-left: 10px;">A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期払込終身保険 ・米ドル建終身保険 ・養老保険 ・5年ごと利差配当付養老保険 ・特殊養老保険 ・米ドル建養老保険 ・米ドル建特殊養老保険 ・変額保険(終身型) ・変額保険(有期型) ・変額保険(定期型)^{*2} ・平準定期保険 ・平準定期保険(喫煙リスク区分型)^{*3}
<ul style="list-style-type: none"> ・低解約返戻金型平準定期保険(障害介護型)^{*1} ・生活保障特則14付家族収入保険 ・生活保障特則14付家族収入特約 	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-left: 10px;">→</p> <p>上記 A に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低解約返戻金型平準定期保険(障害介護型) ・無解約返戻金型平準定期保険(障害介護型)
<ul style="list-style-type: none"> ・無解約返戻金型平準定期保険(障害介護型) 	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-left: 10px;">→</p> <p>上記 A に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低解約返戻金型平準定期保険(障害介護型)
<ul style="list-style-type: none"> ・長期平準定期保険(障害保障型)^{*1} 	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-left: 10px;">→</p> <p>上記 A に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期平準定期保険(障害保障型)^{*4}
<ul style="list-style-type: none"> ・生前給付保険(定期型) ・生前給付保険(定期型) 98 ・生前給付保険(定期型) 20 ・生前給付定期保険特約 	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-left: 10px;">→</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-left: 10px;">B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生前給付保険(終身型) 20 ・生前給付保険(定期型) 20
<ul style="list-style-type: none"> ・生前給付終身保険(生活保障型)^{*1} ・生前給付終身保険(生活保障型) 20^{*1} 	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-left: 10px;">→</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-left: 10px;">C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年ごと利差配当付終身介護保障保険 ・終身介護保障保険(低解約返戻金型)
<ul style="list-style-type: none"> ・生前給付定期保険(生活保障型) ・生前給付定期保険(生活保障型) 20 	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-left: 10px;">→</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-left: 10px;">D</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低解約返戻金型平準定期保険(障害介護型) ・無解約返戻金型平準定期保険(障害介護型) ・生前給付終身保険(生活保障型) 20 ・生前給付定期保険(生活保障型) 20 ・米ドル建生前給付終身保険(生活保障型) 20
<ul style="list-style-type: none"> ・生前給付逓減定期保険(生活保障型) ・生前給付逓減定期保険(生活保障型) 20 	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-left: 10px;">→</p> <p>上記 A・B・D のご契約</p>

- ^{*1} 払済保険などへ変更した場合は、変換できません。
- ^{*2} 変換前・変換後のご契約が法人契約の場合のみ変換できます。
- ^{*3} 変換前のご契約が次に該当する場合のみ変換できます。また、平準定期保険(喫煙リスク区分型)に変換できるご契約は平準定期保険には変換できません。
- 喫煙リスク区分型の主契約・特約
 - 非喫煙者割引特則付の無解約返戻金型平準定期保険・無解約返戻金型平準定期保険特約
 - 非喫煙者割引特則付の長期平準定期保険(障害保障型)
 - 優良体・非喫煙者割引特則(非喫煙者優良体保険料率または非喫煙者標準体保険料率)付の家族収入保険・家族収入特約
 - 優良体・非喫煙者割引特則(非喫煙者優良体保険料率または非喫煙者標準体保険料率)付の逓減定期保険・逓減定期保険特約
- ^{*4} 変換前のご契約に非喫煙者割引特則が付加されている場合は、変換後も非喫煙者割引特則が付加されます。

変換後のご契約の保険金等の限度額について

変換後の保険金等^{*1}の限度額は、原則、以下のように算出します。

変換前のご契約	変換後の保険金等の限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・平準定期保険(特約を含む) ・平準定期保険(喫煙リスク区分型)(特約を含む) ・低解約返戻金型平準定期保険(障害介護型)^{*2} ・長期平準定期保険(障害保障型)^{*2} ・米ドル建平準定期保険^{*2} ・生前給付保険(定期型) ・生前給付保険(定期型) 98 ・生前給付保険(定期型) 20 ・生前給付定期保険特約 ・逓増定期保険(特約を含む) 	$\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の死亡保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;"> 変換前のご契約 変換後のご契約 </p> 
<ul style="list-style-type: none"> ・無解約返戻金型平準定期保険(特約を含む) ・無解約返戻金型平準定期保険(障害介護型) 	<p>変換日における変換された部分の死亡保険金額</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・家族収入保険(特約を含む) ・家族収入保険(喫煙リスク区分型)(特約を含む) ・生活保障特則14付家族収入保険(特約を含む) ・生活保障保険(特約を含む) 	$\left[\begin{array}{l} \text{変換された部分の基準年金額に} \\ \text{所定の倍率を乗じた金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$
<ul style="list-style-type: none"> ・逓減定期保険(特約を含む) ・逓減定期保険(喫煙リスク区分型)(特約を含む) ・生前給付逓減定期保険(生活保障型) ・生前給付逓減定期保険(生活保障型) 20 	$\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の死亡保険金額の8割} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$
<ul style="list-style-type: none"> ・逓増定期保険(低解約返戻金型)^{*2} 	<p>次の①②のうち、いずれか低い方の金額</p> <p>① 契約締結日における基準保険金額^{*3} (すでに一部を変換している場合は変換済みの保険金額を差し引きます。)</p> <p>② $\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の死亡保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・変額保険(定期型)^{*2} 	$\left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の保険金額}^{\ast 4} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$
<ul style="list-style-type: none"> ・生前給付終身保険(生活保障型)^{*2} 	<p>次の①②いずれの限度額もこえないこと</p> <p>① 変換後のご契約の死亡給付金の限度額</p> $\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の死亡保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$ <p>② 変換後のご契約の基本介護年金の限度額</p> $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の介護保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right] \right\} \div 5$
<ul style="list-style-type: none"> ・生前給付定期保険(生活保障型) 	<p>〈5年ごと利差配当付終身介護保障保険・終身介護保障保険(低解約返戻金型)に変換する場合〉</p> <p>次の①②いずれの限度額もこえないこと</p> <p>① 変換後のご契約の死亡給付金の限度額</p> $\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の死亡保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$ <p>② 変換後のご契約の基本介護年金の限度額</p> $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の介護保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right] \right\} \div 10$
<ul style="list-style-type: none"> ・生前給付定期保険(生活保障型) 	<p>〈上記以外のご契約に変換する場合〉</p> $\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{変換された部分の死亡保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{変換された部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$

- ^{*1} 変換後のご契約が変額保険(終身型・有期型・定期型)、特殊養老保険、米ドル建特殊養老保険の場合は、基本保険金額。変換後のご契約が5年ごと利差配当付終身介護保障保険、終身介護保障保険(低解約返戻金型)の場合は、基本介護年金額および死亡給付金額。
- ^{*2} 払済保険などへ変更した場合は、変換できません。
- ^{*3} 契約時に定めた保険金額のことをいいます。
- ^{*4} 基本保険金額+変動保険金額。ただし、変動保険金がマイナスの場合には、基本保険金額。

<p>変換請求時における変換された部分の解約返戻金相当額とは</p>	<p>解約返戻金額(保険料の自動振替貸付または契約者貸付がある場合には、これらの元利金を差し引く前の金額)の10万円未満(米ドル建平準定期保険の場合は1,000米ドル未満)を切り捨てた金額のことをいいます。</p>
<p>変換前後のご契約で取扱通貨が異なる場合</p>	<p>変換後の限度額は、変換請求時における当社所定の為替レートで変換後のご契約の取扱通貨に換算した金額となります。</p>